

司法修習生に対する修習資金給費制の存続を求める声明

2010年11月から、司法修習生に対し給与を支給する制度（以下「給費制」という）に代えて修習資金を国が貸与する制度（以下「貸与制」という）が実施されることとなっている。

給費制見直しは、司法制度改革審議会の意見書及び、司法制度改革推進本部法曹養成検討会の給費制の廃止と貸与制実施の意見をうけ、2004年11月に裁判所法が改正された結果である。その際、衆参両議院共通の付帯決議がなされ、付帯決議第1項で、改革趣旨・目的が、「法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する」ものであること、第3項で「給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。」が明記された。

しかしながら、上記裁判所法改正後、司法修習生を輩出することとなる法科大学院は過剰とも言える設置状況となり、司法試験合格率も予想より低く、法学未修者や社会人等の多様なバックグラウンドを有する者の入学が減少し、法科大学院への志願者全体も減少している状況となった。その背景には、法科大学院の費用が多額であり、その間の生活費の負担も大きく、司法試験合格率の低下や急激な法曹人口増により就職が困難になるなどの経済的な諸問題があると考えられる。

司法修習制度は、修習終了後に裁判官、検察官、弁護士のいずれになるかを問わず、社会的なインフラ（基盤）として見るべきであり、給費制は、有為な人材の確保、司法修習生の職務専念、社会的責任や公共心の醸成された人材の育成、あるいは、弁護士になった者の社会への貢献・還元という諸点からも重要な役割を果たしている。

貸与制実施は、司法修習生に対し耐え難い経済的負担を強いるものであり、司法制度改革審議会が弁護士の役割について「国民の社会生活上の医師」であることを求め、弁護士に社会的責任（公益性）の自覚を求めている趣旨にも背理し、司法修習の理念を損なうこととは必至である。

国家予算面からも、修習期間は1年間と短縮され、2010年の司法試験合格者が3000人という法曹人口問題も流動的で、現状に照らし大幅に予算額が増加す

ることはないと考えられること、また、民間人である医師の養成制度では、国家予算を導入し医師を育成しているのであることなどから、修習生の給費制の維持は国民の理解も得られやすくなっているものと考えられる。

このように、現状は上記の裁判所法改正当時に比べ大きく事情が変わっているにもかかわらず、給費制を廃止し貸与制を実施することは、「市民のための司法の実現」という司法制度改革の理念を損ない、前述の付帯決議が危惧した状況を顕在化させることになりかねない。

よって当会としては、法曹教育の一翼を担う責任ある立場から、次世代の法曹を育成するため、2010年11月1日から実施される修習資金を国が貸与する制度（貸与制）の実施を凍結し、給費制の存続すべきことを政府・国会・最高裁に求める。

2009年7月15日

千葉県弁護士会

会長 佐野善房

